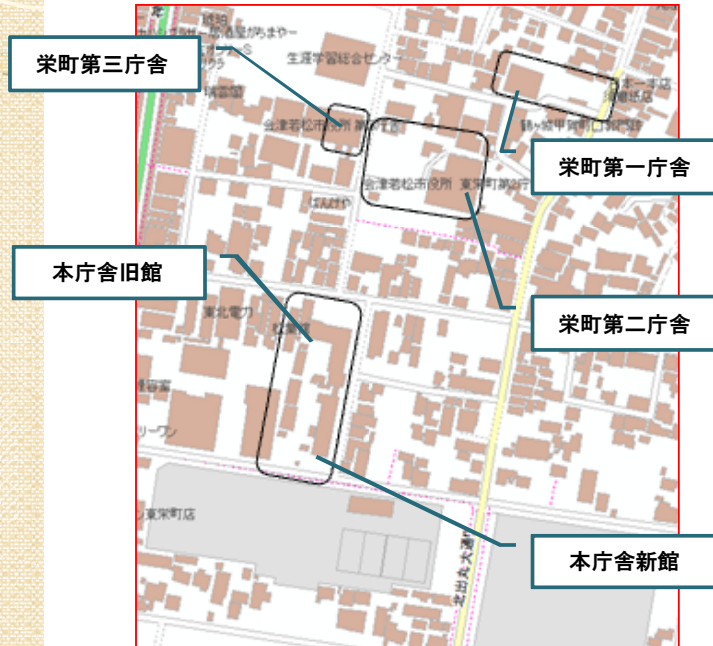




現庁舎の現状…庁舎の配置状況

<現庁舎の配置図>



出所: ©OpenStreetMapの貢献者

<配置の特徴>

- ・現庁舎は、他の行政機関や生涯学習総合センター、学校、さらには郵便局や金融機関、医療機関等も集積する「中心市街地」に立地
- ・昭和12年建設の本庁舎旧館、昭和33年建設の本庁舎新館を基準として、その北側に第一、第二、第三庁舎と庁舎が分散
- ・平成27年4月1日現在、本庁舎内では市長室や市議会議場があり、その他、主に、企画、財務、総務、建設、福祉、教育、産業等のセクション毎に各所属を各庁舎に配置

現庁舎の現状…建物の状況



<建物の状況>

平成27年3月31日現在

区分	敷地面積	建物延床面積	構造	建設年月日	経過年数	備考
本庁舎旧館	6,138.05㎡	2,450.26㎡	鉄筋コンクリート 3階一部4階	S12.7.1	77年	○印の庁舎は、老朽化が顕著で、同印がない庁舎も設備更新時期を迎えており、対策が必要
本庁舎新館		1,621.79㎡	鉄筋コンクリート 3階一部4階	S33.5.1	56年	
本庁舎その他		933.60㎡	鉄骨 (車庫等)			
栄町第一庁舎	1,868.38㎡	2,235.98㎡	鉄筋コンクリート 4階一部地下	S58.12.1	31年	
栄町第二庁舎	4,350.00㎡	2,994.18㎡	鉄骨2階建	H10.3.1	17年	
栄町第三庁舎	—	370.83㎡	鉄筋コンクリート 6階地下1階	S31	58年	NTT東日本施設一部賃貸借 (H25.4.1~)
合計	12,356.43㎡	10,606.64㎡				

<参考 その他の庁舎の状況>

平成27年3月31日現在

区分	敷地面積	建物延床面積	構造	建設年月日	経過年数	備考
追手町第一庁舎	618.93㎡	552.81㎡	鉄筋コンクリート2階	S35.4.1	54年	
追手町第二庁舎	23,669.69㎡	5071.09㎡	鉄筋コンクリート4階	S40.2.13	50年	
水道部庁舎	5,216.18㎡	1753.60㎡	鉄筋コンクリート2階	H3.12.18	23年	
合計	29,504.80㎡	7,377.50㎡				

現庁舎の現状…管理費用、利用・サービス、庁舎整備基金



<庁舎の管理に係る費用>

平成25年度決算ベース
単位:千円

区分	現金支出	現金収入	減価償却費	総年間コスト	一般財源
本庁舎	78,228	4,545	1,114	74,797	73,683
栄町第一庁舎	33,578	656	13,144	46,066	32,922
栄町第二庁舎	25,941	1,523	12,602	37,020	24,418
栄町第三庁舎	9,331	0	0	9,331	9,331
合計	147,078	6,724	26,860	167,214	140,354

※施設管理にかかる職員の人数に対し、年間平均給与をかけ、職員給与を算出しています。

<庁舎整備基金>

金額
42.3億円

平成27年9月末現在

<庁舎の利用・サービス>

平成27年4月1日現在

区分	職員数	管理主体	配置所属等
本庁舎	279	直営	1階 国保年金課、税証明コーナー、市民課、会計課、危機管理課、情報政策課 2階 納税課、税務課、総務課、秘書広聴課、議会事務局 3階 人事課、広報広聴グループ、市政情報コーナー、財政課、地域づくり課、企画調整課（協働・男女参画室）
栄町第一庁舎	139	直営	1階 都市計画課、花と緑の課 2階 区画整理課、下水道課 3階 道路建設課、道路維持課 4階 建築課
栄町第二庁舎	273	直営	1階 地域福祉課、障がい者支援課、高齢福祉課、こども家庭課、こども保育課、健康増進課、第一会議室、第二会議室、第三会議室 2階 農政課、農林課、農業委員会、教育総務課（あいっこ育成推進室）、学校教育課、文化課、スポーツ推進課、環境生活課、契約検査課
栄町第三庁舎	44	直営	1階 観光課、商工課、企業立地課
合計	735		

現庁舎の現状…市の長期総合計画等への位置づけ



【第6次会津若松市長期総合計画】

✓ 市の最上位計画（計画期間：平成19～28年度）

- 政策「行財政改革を推進し効率的な行政運営を行う」
- 基本施策「効率的で効果的な行政運営を行う」

「行政サービスの拠点として、さらには、地震等の自然災害発生時の防災拠点として、本庁舎機能を有する庁舎の整備を検討します。」

【鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想】

●市役所庁舎の利活用、整備の方針

《本庁舎》 現在の本庁舎敷地に総合庁舎を整備します

《栄町第一庁舎》 市民活動の拠点等として利活用を図ります

《栄町第二庁舎》 将来を担う「子どもたち」に関連した施設として利活用を図ります

【会津若松市都市計画マスタープラン】

✓ 市の都市計画に関する基本的な方針（計画期間：平成22～42年度）

- 地域別構想 ～A地域（城北地区、行仁地区、日新地区、謹教地区、鶴城地区）～
- 地域別方針

《都市機能の方針》市の行政サービス拠点・防災拠点として庁舎の機能の充実を図るとともに、既存の公共施設の有効利用を図ります。